

## 第5次福山市上下水道事業経営審議会（第6回）議事概要

1 日 時 2025年（令和7年）12月25日（木）  
午前9時00分から午前10時45分まで

2 場 所 中津原浄水場 水質管理センター2階会議室  
(福山市御幸町大字中津原158)

3 出席委員 9人（委員総数 10人）  
池田 佑介、客本 牧子、後藤 学、佐藤 彰三、清水 聰行、  
角田 千鶴、橋本 敬治、藤井 徹太、堀田 洋子  
(※名前は五十音順)

4 傍聴人 3人

### 5 次第

- (1) 開会
- (2) 上下水道事業管理者挨拶
- (3) 議事
  - ①適正な水道料金の検討
    - ・料金表（案）の検討・確認
    - ・答申（案）の検討
- (4) 閉会

### 6 配布資料（事前に電子媒体で配布）

- (1) 第5次経営審議会（第6回）次第
- (2) 第5次経営審議会（第6回）出席者名簿
- (3) 資料1 適正な水道料金の検討

### 7 質疑要旨

#### 議事①適正な水道料金の検討

・委員の中で事前に料金表パターン（②、②-a、②-b）【※「資料1」P9参照】について意見をいただいた結果、3対4対3に分かれ、判断が難しい結果になった。事務局の意見も伺いたい。

⇒局内の意見も委員と同様に分かれているが、使用者の大部分を占める生活用（小口径使用者）に最も配慮されているという点から、この中では②-aが僅かに多かった。

・議論の際に、使用者に対する「配慮」や「負担増」の定義や使い方を統一する必要がある。現行料金との比較なのか、元々の原価との比較なのか、②と比較したものなのかななどを明確にしなければならない。

⇒基本的には、改定分の料金についてすべての口径、段階の使用者にお願いすることになるが、料金算定要領による料金体系では小口径使用者の負担が大きすぎるため、その区分について、料金算定要領に基づく場合よりは配慮しているという考え方である。説明や表現の仕方は整理していきたい。

・表現の仕方や定義については、市民の理解に直結するため、今後、答申や周知において気をつけていかなければならない。

(会長意見)

・健全経営に向けて、将来的に料金算定要領に基づく料金体系をめざすということだが、そうすると口径 40 mm以上を減額し、13~25mm は増額することになるが、その認識で良いか。

⇒料金算定要領に基づき料金表を作成すれば、小口径使用者の負担が今よりも増えることになるが、料金算定要領は全国的な指針であるため、徐々にめざすべきと考える。今回は、27 年ぶりの料金改定であることから、料金算定要領に基づくシミュレーションを行ったが影響が大きかったため、審議会を含め、上下水道局内外からの意見を踏まえて適正な水道料金を検討している。遅増度や従量料金の段階区分の見直しなどの、理想の料金体系への移行については、経営状況や建設投資等の考え方も踏まえて今後も考え方を整理していくべきと考えている。来年度には 10 年に 1 度となる中長期ビジョンの見直しも予定しており、引き続き意見をいただきながら検討していきたい。

・料金算定要領をどの程度適用するかは議論の要点である。例えば、料金算定要領をめざして大口使用者を減額するため遅増度を下げるのか、企業の負担力を考慮して一定程度は遅増度を高くしておくのかなど、社会状況や産業構造が影響するため難しい問題であるが、遅増度について当面の目標設定があっても良いと考える。

(会長意見)

・料金表を検討するには、市全体のビジョンと整合を取ることも重要である。人口減少や若者流出を考慮した子育て世帯への配慮や、企業誘致、今の市民の生活維持など、何を優先するかを明確にし、市のビジョンの考え方に対する料金改定の考え方を合わせた方が良い。

⇒市全体では人口減少対策として子育て支援策などを進めているが、水道事業は、公営企業として独立採算制や受益者負担の原則に基づき事業経営を行っており、市の施策すべての考え方を取り入れるのは困難である。今回、料金表パターンの中で生活用に配慮したものを選ぶ意見が多かったことは、現在の経済状況や物価高騰の情勢を反映していると捉えている。市の施策と連動しづらい部分もあるが、意見を踏まえながら取組を進めていく。

・公営企業会計での「公的負担」とは、市の一般会計からの繰入れであり、その額は多額ではな

いと思われるが、その認識で良いか。

⇒基本的に水道事業は、受益者負担と独立採算制の原則に基づき必要な経費を水道料金收入で賄う必要がある。例えば、消火栓にかかる経費などは地方公営企業繰出基準に基づき一般会計から繰入れているが、金額としてはごく一部である。

・一般会計からの繰入れは特殊な場合で、例えば小規模な市町で浄水コストが著しく高い場合などは、総務省基準に従い一般会計から繰入れることもある。

(会長意見)

・料金算定要領（日本水道協会）の改定頻度と、事業体の料金改定の連動性について伺いたい。

⇒料金算定要領自体は短期間で頻繁に改定されるものではない。また、各事業体の料金は3～5年ごとに見直すべきとされているため、この期間において料金の検証を行う必要があると認識している。

・口径13mmで1か月20m<sup>3</sup>使用時の水道料金を見ると、福山市は中核市平均より安い。一方、中核市の中で最も安い豊橋市は2千円（1か月20m<sup>3</sup>使用時）を切っているが何か理由や工夫があるのか伺いたい。

⇒料金水準は水道インフラ整備のコストが大きく影響するため、各事業体の地域特性により異なる。例えば、人口密度や地下水の豊富さ、高度成長期の発展度合いなど、地形や都市の発展状況がコストに影響する。福山市も水源開発やインフラ整備の時期に特徴的な部分があるように、例えば、東海地方は河川水量が豊富なため水源開発コストが抑えられているということも考えられる。また、料金改定のタイミングも影響しており、料金が高い市町は近年で料金改定したところが多い。

・2025年（令和7年）10月に国に対して財政支援を要望しているが、回答の有無や今後の流れについて伺いたい。

⇒国に対しての要望は市単体や関係団体、中核市全体でも行っている。これにより国が施策の見直しや補助要件を改定することもあるが、国の財政事情により要望通りにならないこともある。要望の結果は、早ければ要望した翌年度の予算編成前に判明する。

・使用者の大部分を占める口径13mm使用者に配慮している②-aに賛同する。企業も価格転嫁は難しいが、一般生活者は転嫁先が無く生活を切り詰めるか給料を上げてもらうかになる。福山市の施策との整合性も重要で、子育て世帯や外国人労働者への配慮が求められる。外国人労働者は今後も増加が見込まれることから、共存共栄を図るという意味でも②-aが適切と考える。また、料金決定後の市民への説明として、多くの割合を占める生活用に配慮した、と明確に説明ができるのではないか。

・インフラ整備が料金に影響しているのであれば、例えば子育て世帯のような特定の層を優遇せず、企業や市民にバランスよく配慮すべき。②-aは中小企業に負担を振り分けている印象

で、大口使用者の企業の使用水量が減少した場合の影響も考慮すると、戸数の9割を占める口径13・20mm使用者からもう少しずつ負担いただくことは、施設の耐震化などの恩恵を受けることからも、許容されるのではないか。

また、新たな2つの選択肢（②-a、②-b）は口径150・300mmの平均改定率が10%を超えることを前提に作成されているが、②を加えた3つの選択肢では不十分ではないか。中小企業と大口使用者の負担のバランスについて、もう少し議論を深める必要があるのではないか。

⇒料金表は正解がないため、条件設定次第で無限にパターンを作れる。すべての使用者に負担をお願いするという考え方に基づいた結果、今回は口径150・300mm使用者には10%以上の改定をお願いするという案を提示している。

- ・一つの料金表を概ね妥当とし、審議会の意見を附帯意見として反映させることができるのであるか。  
⇒ここまで多くの意見をいただいている。当然附帯意見として盛り込むことは可能である。

・答申に向け、料金表案は一つに決めるべきである。私は使用者の多くを占める口径13・20mm使用者に負担を求める②-bが良いと思っていたが、どの案も大きな差がないとも思っている。委員の意見が拮抗している中でも②-aを選んだ委員が最多で、事務局案でもあり、福山市の施策との整合性からも②-aを尊重すべきと考える。

・最高裁判所の判例ではないが、旧高根町の判例によると、水道料金の公平性の観点から口径別料金体系のみの採用が望ましいとされているが、合理的理由があれば用途別と口径別を組み合わせた料金体系は、憲法14条や地方公営企業法に反しないとされているため、今回の料金表はどれも違法にはならないと考える。

・料金表のパターンは無数に考えられ、意見も様々であるが、審議会では②-aを答申内容としてはどうか。その上で、附帯意見として、資産維持率や最低単価46円の低さへの懸念、大口使用者の業態変更や節水による収入への影響も考慮すると、小口径使用者の負担増が安定経営に重要であるため、次回以降の適正な料金を議論する際には、これらの意見を検討していく、というような書き方も考えられる。

（会長意見）

・将来的に料金算定要領に近づけるのであれば②が望ましいが、②-aに決まった場合、どのように市民説明をするのか伺いたい。②-aは②を基本に小口径使用者への配慮を反映したもののだが、どの使用者も料金が上がる中で特定の使用者に「配慮」をしていることは伝わりにくい。

⇒審議会の場では②からの微調整による生活用への配慮として②-aを説明しているが、条例改正後は、料金改定の必要性とその影響を重点的に説明する。27年ぶりの改定理由や施設の更新・耐震化の考え方を重点的に説明し、審議会での議論の経過や議会の意見も伝えていきたい。

- ・全体の料金改定率と各口径の負担配分について、相体的にどこが緩和されているかを明確に説明する必要がある。審議会として②-a を案とし、市民説明について考慮すべきなどの附帯意見を付けていく方向でよろしいか。

(会長意見)

【特に異議なし】

- ・次回の審議会で答申の議論を進めるため、事務局に答申（案）骨子の作成を依頼していた。これから委員の皆さんにご覧いただき、意見を伺いたい。

(会長意見)

【事務局が答申（案）骨子を配布】

- ・料金算定要領が今回の料金改定のベースになっていることと、それを踏まえた福山市の考え方を整理し、答申（素案）に入れていただきたい。

⇒重要なことであるため、どこに入れるかも含め検討する。

- ・今後は、これまでの審議内容を踏まえて事務局に答申（素案）を作成いただき、再度委員の皆さんから意見を伺いたい。その後、池田副会長、佐藤委員、堀田委員と私の4名で構成する部会で答申（案）を作成し、次回の1月29日の審議会で皆さんと答申（案）を精査できたらと考えているが、そのような進め方でよろしいか。

(会長意見)

【特に異議なし】